

# 都市計画法第34条第11号の 区域指定に係る公告縦覧について

福島県では、福島県都市計画法施行条例(平成11年福島県条例第76号)第3条第1項の規定により次の1に掲げる土地の区域を都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第11号の条例で指定する土地の区域として指定します。

## 1 土地の区域

伊達郡桑折町大字下郡字日暮、字横山、字館西、字寺前、字館ノ内、字八幡、字八幡前、字曲松、字堂ノ前、字下郡前、字苗松、字細町、字柿ノ口、字榎、字鶴巻の各一部

## 2 指定年月日

令和4年3月31日

## 3 告示日

令和4年4月22日

## 4 縦覧場所

- (1) 福島県土木部都市計画課  
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
電話：024(521)7508 Fax024(521)7956/Eメール：toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp
- (2) 福島県県北建設事務所総務部行政課  
〒960-8070 福島県福島市杉妻町2番16号  
電話：024(521)2498 Fax024(522)2849/Eメール：kenpoku.ken@pref.fukushima.lg.jp
- (3) 桑折町役場まちづくり推進課  
〒969-1692 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地7  
電話：024(582)2124 Fax024(582)2479/Eメール：machisuishin@town.koori.lg.jp

## 5 縦覧に供する図書

位置図及び区域図の写し

## 6 問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県土木部都市計画課 電話：024(521)7508(直通) Fax024(521)7956  
Eメール：toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp